

検討中の内容を含みます

障害者福祉システム等標準化検討会
合同W T（第2回）
令和7年10月31日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 合同W T（第2回）

第2回合同W Tの検討概要

令和7年10月31日
事務局提出資料

1. 第2回合同WTにおける検討論点

○ 第2回合同WTで検討する論点は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日 閣議決定)に伴う、地方税における給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、その他の所要の措置による管理項目等の検討(令和8年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	2－12頁	令和8年1月末
2	デジタル庁のPMH仕様書の変更に伴う、自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療のPMH連携に関する規定内容の検討	制度改正以外	13－16頁	

※1 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正について、現時点において訂正のみとなっており、訂正内容については17－21頁に記載しています。

※2 令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)に伴う地方税における扶養控除の見直し(令和9年度分以後の個人住民税について適用)について、適用時期の延長も含めて検討中であるため、今後の状況を踏まえて検討を行います。

※3 支払基金の名称変更に伴う機能要件等の修正については、「医療法等の一部を改正する法律案」が衆議院で閉会中審査、参議院で継続審査となっているため、今後の動向を踏まえて検討を行います。

2. 検討論点1の概要について(1/11)

検討中の内容を含む

- 検討論点1の概要は以下のとおりです。国制度手当及び特別児童扶養手当について、令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に伴い、所得制限の判定における所得額の計算に特定親族特別控除を追加する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の一部を改正する政令が公布されました。また、税務システム標準仕様書【第5.0版】(令和7年8月29日改定)の策定に伴い、制度所管担当課において検討の上、標準仕様書【第5.1版】案を作成しています。なお、デジタル庁と協議の上、標準仕様書【第5.1版】案での対応を前提に、先んじて機能別連携仕様(個人住民税システム)【第9.0版】(令和7年9月30日改定)に特定親族特別控除に係る項目が追加されています。
- 障害福祉サービス等及び自立支援医療については、令和7年度税制改正後の市町村民税所得割額を用いて所得区分の判定を行う方向で検討しているため、現時点で障害者福祉システム標準仕様書に影響はありません。

No	対応内容				適合基準日
1	国制度 手当	機能・帳票要件	機能ID:0221421(実装必須機能) を新規追加	本人、配偶者、扶養義務者に係る管理 項目「特定親族特別控除額」を追加	令和8年7月1日
2			機能ID:0221422(標準オプション 機能)を新規追加	扶養義務者候補に係る管理項目「特 定親族特別控除額」を追加	-
3			機能ID:0221423(実装必須機能) を新規追加	税情報の参照項目及び自動判定に 「特定親族特別控除額」を追加	令和8年7月1日
4			機能ID:0221424(標準オプション 機能)を新規追加	※2のアラート処理時の税情報の参照 項目及び自動判定に「特定親族特別 控除額」を追加	-
5			機能ID:0221425(実装必須機能) を新規追加	新年度の自動判定に「特定親族特別 控除額」を追加	令和8年7月1日

※ 当改定に合わせ、国制度手当の機能ID:0220444、0220445 について、要件の考え方・理由欄の所得判定に係る要件の記載を削除する訂正を行っています。

2. 検討論点1の概要について(2/11)

検討中の内容を含む

No	対応内容				適合基準日
6	国制度 手当	帳票レイアウト	帳票ID:0220077 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届	⑬の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日
7			帳票ID:0220078 17_特別障害者手当所得状況届	⑭の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日
8			帳票ID:0220073 12_所得状況関係連名簿	「特定親族特別控除」、「㊦16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」の枠を追加	-
9		帳票詳細要件	帳票ID:0220073 12.所得状況関係連名簿	印字項目に通番70-73を追加	-
10	特別 児童 扶養 手当	機能・帳票要件	機能ID:0221426(実装必須機能)を新規追加	本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補、障害児童に係る管理項目「特定親族特別控除額」を追加	令和8年7月1日
11			機能ID:0221427(標準オプション機能)を新規追加	税情報の自動連携項目及び自動判定に「特定親族特別控除額」を追加	-
12			機能ID:0221428(標準オプション機能)を新規追加	新年度の所得情報一括登録に「特定親族特別控除額」を追加	-
13		帳票レイアウト	帳票ID:0220230 11_特別児童扶養手当所得状況届	⑮の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日
14			帳票ID:0220241 22_特別児童扶養手当認定請求書	裏面の㊸の欄に対する注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日

※ 上記の改定に合わせ、特別児童扶養手当の機能ID:0221159 について、要件の考え方・理由欄の所得判定に係る要件の記載を削除する訂正を行っています。

2. 検討論点1の概要について(3/11)

検討中の内容を含む

<機能・帳票要件 05.国制度手当>

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.	訂正	0220444	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 備考 ※特別障害者手当のみ 支給該当コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条(様式第3号、様式第7号)を管理できる項目を満たすこと	◎	・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 →所得判定に係る要件は、機能ID：0220460～0220467に記載している。		令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221421	機能ID：0220444に規定する本人、配偶者、扶養義務者についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.	訂正	0220445	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 被災状況非該当の理由 扶養義務者候補について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条(様式第3号、様式第7号)を管理できる項目を満たすこと	○	・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 →所得判定に係る要件は、機能ID：0220460～0220467に記載している。 ・所得確定区分コードは、確定、未確定、非課税、未申告といった内容を管理する。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221422	機能ID：0220445に規定する扶養義務者候補についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220466	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定(支給可否決定)ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221423	機能ID：0220466の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220467	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定(支給可否決定)ができること。 ※1 本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補について、所得情報が無い場合は注意喚起(アラート)ができること ※2 所得判定(支給可否決定)した際、最多所得者や所得制限該当者が扶養義務者となっておらず扶養義務者候補となっている場合は注意喚起(アラート)ができること	○			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221424	機能ID：0220467の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能			0220469	新年度の税情報、所得状況届の内容を元に、自動で所得判定(支給可否決定)ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221425	機能ID：0220469の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日

適合基準日は、令和8年7月1日としています。

管理項目に「特定親族特別控除額」を追加

自動判定に「特定親族特別控除額」を追加

適合基準日は、令和8年7月1日としています。

自動判定に「特定親族特別控除額」を追加

適合基準日は、令和8年7月1日としています。

2. 検討論点1の概要について(4/11)

検討中の内容を含む

<帳票レイアウト 05.国制度手当 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届>

様式第三号(第二条・第五条関係)

自由記載1

※受付		年	月	日	認定番号
障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届					
① 受給資格者	(フリガナ)				
	氏名	個人番号			
	住所	〒			
② 配偶者	(フリガナ)	個人番号			住所 〒 □受給資格者と同じ
	氏名	個人番号			
	(フリガナ)	個人番号			住所 〒 □受給資格者と同じ
③ 扶養義務者	(フリガナ)	個人番号			住所 〒 □受給資格者と同じ
	氏名	個人番号			
	(受給資格者との続柄)				
④ 年所得	⑤ 受給資格者	⑥ 配偶者	⑦ 扶養義務者		
⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給資格者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑧特定扶養親族の数、⑨16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	⑦ (人)	⑧ (人)	⑨ (人)		
⑩ 所得額	円	円	円	円	円
控除	⑪ 障害者(特別障害者を除く)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	円	円	円	円
	⑫ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	円	円	円	円
	⑬ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生等の別	円	円	円	円
	⑭ 社会保険料等相当額	円	円	円	円
	⑮ 控除後の所得額	円	円	円	円
誓約事項 □ 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。					
上記のとおり相違ありません。					
固定文書1					
年	月	日	氏名	電話番号	
※					
書					
査					

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎字は楷書ではっきり書いてください。

◎※の欄は記入しないでください。

(A列4番)

(裏面)

注意

- ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- ⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
1 受給者については、⑦に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑧に特定扶養親族の数を、⑨に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
2 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑨の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除額を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- ⑩の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- ⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- ⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- ⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。
- ⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める特別障害者である場合は、その所得について、市区町村長の証明書

「特定親族特別控除」を追加

この所得状況届には、次の書類を添

- ⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書
- ⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

自由記載2

<帳票レイアウト 05.国制度手当 17_特別障害者手当所得状況届>

様式第七号（第十五条関係）

(表 面)

自由記載 1

(裏面)

注意

		※受付 年 月 日		認定番号																																												
特別障害者手当所得状況届																																																
① 受給資格者	(フリガナ)						個人番号																																									
	氏 名																																															
	住 所 千																																															
② 配 偶 者	(フリガナ)						住 所 千	□受給資格者と同じ																																								
	氏名																																															
	番 号																																															
③ 扶養義務者	(フリガナ)						住 所 千	□受給資格者と同じ																																								
	氏名																																															
	番 号																																															
(受給資格者との続柄)																																																
④ 年 所 得			⑤ 受 給 資 格 者			⑥ 配 偶 者			⑦ 扶 養 義 務 者																																							
⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、否70歳以上の同一生計配偶者及び老人、扶養親族の合計数、④特定扶養親族の数、⑥16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））			人			人			人																																							
			(〇)			(〇)			(〇)																																							
			(〇)			(〇)			(〇)																																							
			(〇)			(〇)			(〇)																																							
⑨ 受給資格者に係る所得額（課税の記入要領参照）			円 ※ア			円			円																																							
⑩ 配偶者・扶養義務者に係る所得額			円			円 ※イ			円 ※ウ																																							
控 除	⑪ 障害者（特別障害者を除く）である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人			円			円																																							
	⑫ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人			円			円																																							
	⑬ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の特例		円			円			円																																							
	⑭		円			円			円																																							
	⑮ 社会保険料等相当額		円			円			円																																							
⑯ 控除後の所得額			円			円			円																																							
誓約事項		□ 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。 上記のとおり相違ありません。																																														
固定文書 1																																																
年 月 日		氏 名		電話番号																																												
※ 審査																																																
(注) ⑯欄の記入要領 1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に保つる前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年）の課税所得（給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額）を記入してください。 2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額（Gの欄の額）を記入してください。 ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ 字は障害でしっかりと書いてください。 ◎ ※の欄は記入しないでください。				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">公的年金等の収入金額 (種類 〃)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与所得額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除(10万円)</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>公的年金等以外の雑所得金額</td> <td style="text-align: center;">E</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>雑所得及び給与所得以外のすべての所得額</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>所得額 (B+C-D+E+F)</td> <td style="text-align: center;">G</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>										公的年金等の収入金額 (種類 〃)	A	円	※	円	Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円		円	給与所得控除後の給与所得額	C	円		円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除(10万円)	D	円		円	公的年金等以外の雑所得金額	E	円		円	雑所得及び給与所得以外のすべての所得額	F	円		円	所得額 (B+C-D+E+F)	G	円		円
公的年金等の収入金額 (種類 〃)	A	円	※	円																																												
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円		円																																												
給与所得控除後の給与所得額	C	円		円																																												
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除(10万円)	D	円		円																																												
公的年金等以外の雑所得金額	E	円		円																																												
雑所得及び給与所得以外のすべての所得額	F	円		円																																												
所得額 (B+C-D+E+F)	G	円		円																																												
備考																																																

注意

- 1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- 2 ④の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）、の合計数を記入してください。
- なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次のとおり（ ）内に再掲してください。
- ① 受給者については、⑦に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑧に特定扶養親族の数を、⑨に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- 2 ② 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑤の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 4 ⑥の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計数を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- 5 ⑤の欄は、③の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑦の欄は、⑤の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 7 ⑧の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げるが、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ④の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定扶養親族特別控除を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。
- 9 ⑩の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。
- 10 (注)の表中

「特定親族特別控除」を追加

- 「特定親族特別控除」を追加

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください

- (1) 公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書
(2) 公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書(年金証書等の写)
(3) ⑪から⑭までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

- イ 国民年金
ロ 厚生年金保険の年金
ハ ニ 船員保険の年金
ホ 恩給
ヘ 国家公務員等共済組合の年金
ト 条例による地方公務員の年金
チ 地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
リ 日本私立学校振興・共済事業団の年金
ル 農林漁業団体職員共済組合の年金
レ 国会議員互助年金
ロ 日本製鉄八幡共済組合の年金
ラ 執行官の恩給
ワ 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与
コ 未帰還者の留守家族手当
ク 労働者災害補償制度の年金
ケ 国家公務員災害補償制度の年金
コ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
サ 地方公務員災害補償制度の年金
セ 所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

自由記載 2

2. 検討論点1の概要について(6/11)

<帳票レイアウト 05.国制度手当 12_所得状況関係連名簿>

様式番号

〇〇年度

手 当 名所得状況関係連名簿

年 月 日
〇/〇 ページ

認定番号	氏 名	所得確定	前年支給状況	所 得 額		控 除		扶養人数	本人該当	備 考
世帯通番	続 柄	生年月日	年齢	転入日	資格喪失日					
7名分を5名分に変更 ※ 特定の枠追加に伴う						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	編集 1
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
「特定親族特別控除」の枠を追加						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	「㊦16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の数」の枠を追加 ※ 令和7年度税制改正に関係しないが、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数に必要なため追加
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	
						総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	
						繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特障害	
						その他所得額	掛 金	④特定	寡 婦	
						控除後所得額	配偶者	㊦16-19	ひとり	
							特 定	障 害	勤 学	

7名分を5名分に変更
※ 特定の枠追加に伴う

「特定親族特別控除」の枠を追加

「⑦16 歳以上 19 歳未満の控除
対象扶養親族の数」の枠を追加
※ 令和7年度税制改正に関係
しないが、同一生計配偶者及び
扶養親族の合計数に必要である
ため追加

2. 検討論点1の概要について(7/11)

検討中の内容を含む

<帳票詳細要件 05.国制度手当 12.所得状況関係連名簿>

帳票詳細要件 (12)

業務	05.国制度手当	帳票ID	0220073
帳票名称	12.所得状況関係連名簿		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
17	1人目 所得額	●			
18		●			
19		●			退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得等
20					
21	1人目 控除				雑損控除
22					医療費控除
23					小規模企業共済等掛金控除
24		●			配偶者特別控除
70	特定	●			特定親族特別控除
25		●			社会保険料控除
26	1人目 扶養人数	●			同一生計配偶者及び扶養親族の合計数
27		●			70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数
28		●			特定扶養親族の数
71	㉗16-19	●			16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数
29		●			障害者（特別障害者を除く）である同一生計配偶者及び扶養親族の数
30	特障害	●			特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数

「特定親族特別控除」の
印字項目を追加

「㉗16歳以上19歳未満の控除対象
扶養親族の数」の印字項目を追加

53	N人目 控除	●			
54		●			
55		●			
56		●			
72	特定	●			
57		●			
58	N人目 扶養人数	●			
59		●			
60		●			
73	㉗16-19	●			
61		●			
62	特障害	●			

2. 検討論点1の概要について(8/11)

検討中の内容を含む

<機能・帳票要件 12.特別児童扶養手当>

機能・帳票要件					※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日		
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.7.	訂正	0221159	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則」第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目を満たすこと ※1 扶養義務者候補も同様に管理できること ※2 対象児童は扶養義務者候補として同様に管理できること	◎	◎	・所得状況届に記載されている所得情報の管理項目は個別に定めず、施行規則に記載の項目を満たすこととしている。なお、所得や控除に係る管理項目は、所得状況届の裏面の注意事項も留意すること。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 →所得判定に係る要件は、機能ID0-0221171～0221178-1に記載している。		令和8年4月1日		
					管理項目に「特定親族特別控除額」を追加						適合基準日は、令和8年7月1日としています。	
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221426	機能ID：0221159 に規定する本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補、対象児童についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額	◎	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日		
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.17.		0221173	所得情報は、税情報と連携できる場合は自動で取得し、自動で所得判定できること。転入者等手入力の場合や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族等」等は手入力後に自動で所得判定できること。	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。				
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221427	機能ID：0221173 の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	○	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加			
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能			0221176	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登録できること。 ※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること	○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。				
					自動判定に「特定親族特別控除額」を追加							
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221428	機能ID：0221176 の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	○	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加			

2. 検討論点1の概要について(9/11)

検討中の内容を含む

<帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当 11_特別児童扶養手当所得状況届>

様式第六号(第四号関係)

自由記載1

(裏面)

※※整理番号 第 号		※※市区町村 受付年月日		※※市区町村提出	
特別児童扶養手当所得状況届 (年分)					
①受給者記号・番号 第 号		②氏名		③住所 〒	
④個人番号		⑤受給者		⑥配偶者	
氏 名		氏 名		氏 名	
⑧個人番号		⑧個人番号		⑧個人番号	
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、④特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人		人	
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人		人	
⑪所得額		円 ※円		円 ※円	
控 除	⑫障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人 円		人 円	
	⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人 円		人 円	
	⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生等の別	円 円		円 円	
	⑮	円 円		円 円	
	⑯社会保険料等相当額	円		円	
⑰控除後の所得額		円		円	
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況		障害児氏 名	続 柄	個人番号	生年月日
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
誓約事項		□ 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。			
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 固定文書1					
年 月 日		氏 名		電話番号	
⑤～⑦欄の記載事項		⑧の欄及びその他の欄の記載事項			
上記のとおり、相違ありません。		市区町村長			
※※所得制限額		以上・未満			

注意

- この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)(以下「扶養親族等」といいます。)(合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 受給者については、①に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を、③に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養親族については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)(又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。
- ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 本年1月2日以後現住所に転入された方は、()の欄に、転入地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- この届について分からないことがありましたら、お問い合わせください。

「特定親族特別控除」を追加

自由記載2

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

(A列4番)

2. 検討論点1の概要について(10/11)

<帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当 22_特別児童扶養手当認定請求書>

(裏面)

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について		⑭ 年分所得			
		⑮ 請求者	⑯ 配偶者	⑰ 扶養義務者	
氏名					
⑱ 個人番号					
⑲ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、イ70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数ロ特定扶養親族の数ハ16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	人	人	人	人
⑲ ⑲以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人	人	人	人	人
⑳ 所得額	円	※円	円	※円	円
㉑ 控除	㉒ 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円
	㉓ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円
	㉔ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	円	円	円	円
	㉕ ㉕	円	円	円	円
	㉖ 社会保険料等相当額	円	円	円	円
㉗ 控除後の所得額	円	円	円	円	円

注意
① ⑲の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
② ⑲の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)の合計数を記入してください。なお、70歳以上の同居に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同居に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 請求者については、イに70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を、ハに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
③ ⑲の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において18歳未満の者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
④ ⑲の欄は、前年(1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。)の所得について都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
⑤ ⑲の欄は、①、②又は③の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
⑥ ⑲の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑所得、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
⑦ この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

自由記載 1

「特定親族特別控除」を追加

※審査	事項	上記のとおり相違ありません。				年	月	日	市区町村長
※※認定(支給停止)・却下	支給開始年月日	対象障害児数	手当月額	支払期月金額	記号・番号	※添付書類	戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明書、別居監護申立書・証明書、介護申立書、その他()		
		(1級) 人	円	12月 円	第 号	※備考	編集 1		
		(2級) 人	円	8月 円					

2. 検討論点1の概要について(11/11)

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第9.0版】（令和7年9月30日改定）

水色行：連携IFの規定単位

グレーセル：「対象データ」及び「連携方法」が枝番00と同一の内容

022
障害者福祉

連携ID	枝番	標準仕様書 関連箇所	連携機能名Lv1	機能説明	実装 類型	対象データ					連携方法			
						データ 集合名	データ項目ID	データ項目名	繰り 返	備考	連携 頻度	API連 携	ファ イル連 携	
010o008	00	0100683	税額決定に伴う庁内基幹業務システムへの個人住民税課税情報提供のための連携インターフェース	①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税課税情報を、④提供する。	◎	個人住民税課税情報				家屋数・事業所課税分の課税情報は連携対象に含まない			○	0
							010	00332	市区町村コード					0
							010	02623	合併前_市区町村コード					0
							010	00334	課税年度					0
							010	00335	宛名番号					0
							010	00336	課税情報履歴番号					0
							010	00363	本人該当区分_同一生計配偶者					0
							010	00364	本人該当区分_障害					0
							010	00365	本人該当区分_寡婦・ひとり親					0
							010	00366	本人該当区分_勤労学生					0
							010	00367	本人該当区分_年少扶養					0
							010	00368	本人該当区分_未成年					0
							010	00369	本人該当区分_老年人					0
							010	02789	本人該当区分_特定親族特別控除対象					0
							010	00370	扶養人数_合計					0
							010	00501	配偶者特別控除額_計算値	個人住民税控除情報の所得				0
							010	00501	特定親族特別控除額_計算値	個人住民税控除情報の所得				0

「本人該当区分_特定親族特別控除対象」が追加
※ 本人が他の納税義務者の特定親族特別控除の対象として申告されているか否かを設定する項目

「特定親族特別控除額」が追加

3. 検討論点2の概要について(1/4)

- 検討論点2の概要は以下のとおりです。なお、デジタル庁のPMH仕様書において、自己負担上限額種別の医科歯科入外合算、医科歯科入院及び医科歯科外来の項目が、令和7年度下期で連携廃止予定となっているため、令和7年度下期に、追加で設定内容の見直しが発生する可能性があります。

対応内容	修正箇所
デジタル庁のPMH仕様書の変更に伴い、「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.2.0」及び「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.2.0」に合わせた設定内容に変更	(別添1)PMH登録時の設定内容 自立支援医療(全件) 自立支援医療(差分) 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件) 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(差分)

【留意事項】

公表済みの障害者福祉システム標準仕様書の「(別添1)PMH登録時の設定内容」については、最新のデジタル庁のPMH仕様書の内容を反映できていない場合があるため、標準準拠システムに移行済みの自治体で、PMHの先行実施(自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療)を行う場合は、必ずデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応いただきますようお願いいたします。

デジタル庁ホームページ: <https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

3. 検討論点2の概要について(2/4)

<(別添1)PMH登録時の設定内容 自立支援医療(全件)、自立支援医療(差分)>

PMH登録時の設定内容(自立支援医療:差分連携)

差分連携

- 当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル Ver.1.4Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- 当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する自立支援医療設定内容として記載しています。
- 差分連携時は、「[PMH]R6差分履歴連携仕様について Ver.2.0」に従い、データを設定する必要があります。
- 医療費助成対象者差分履歴情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者情報登録を併用する必要があります。
- 医療費助成対象者差分履歴情報登録において、初回の全件登録をする際は、送信時又は指定有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。

なお、障害者福祉システム標準仕様書(第5.1版)に反映しているPMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

変更点は紫文字とし、
画像は差分連携の変更点の一部を示しています

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の場合における条件	削除フラグの値がtrueの場合に必須	桁数(文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
9	不表示フラグ	○				boolean	固定	true/false	- 対象者の情報を不表示にするかを表す。 - DVフラグ(支援措置区分)に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 - 支援措置区分以外に不表示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください(中間サーバの不表示フラグとの同期まで求めているものではありません)。 ●設定値 false:表示 true:不表示		- 項目説明を参考に設定する - なお、当該項目を設定するために、機能ID: 0221400 管理項目「不表示フラグ」を定めている - 情報提供ネットワークを利用した不表示フラグと同様の取扱いで設定する - なお、不表示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されおいてはならない
13	受給者証サプキー	→	履歴一式が同じ有効証が複数存在する場合は必須	☆	30	string	可変	半角英数字および半角記号 使用可能は半角記号は以下の通り。 ! "% & ' () * + , - . / : ; < = > ? _	全国地方公共団体コード、機関別受給者証種別ID、マイナンバー、公費受給者番号までのキー(履歴一式)が同じ有効証が複数存在する場合に設定する。	詳細は「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」を参照する	- デジタル庁が公表している「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」に従い設定する - なお、初回の全件登録においても設定する
19	自己負担上限額, 医科歯科入外合算, 負担定義	△			1	string	固定	●コード値 1:総医療費に対する自己負担上限 2:医療保険の一部負担金に対する自己負担上限	- 医科歯科入外合算以下に記載する負担率について、コード値のいずれかの値を記載する。 - コード値の補足説明: 「1:総医療費に対する自己負担上限」とは 助成対象の総医療費に対して、自己負担上限に関する情報を設定する。 「2:医療保険の一部負担金に対する自己負担上限」とは 助成対象の総医療費のうち、医療保険の負担額、及び上位公費(国公費、都道府県公費等)が負担する額を除いた残額に対して自己負担上限を設定する。	- 項番#19~#160の項目名構成は以下のように表現される。 自己負担上限額.<自己負担上限額種別>.<ラベル名> - 自己負担上限額種別は以下の13種別が存在する 医科歯科入外合算(令和7年度下期連携廃止予定) 医科歯科入院(令和7年度下期連携廃止予定) 医科歯科外来(令和7年度下期連携廃止予定) 薬局 医科入外合算 医科入院 医科外来 歯科入外合算 歯科入院 歯科外来 訪問看護 養老 おはき	- 一律、空白を設定する - 更生医療・育成医療の場合は「1」を設定し、精神通院医療の場合は空白を設定する - なお、運用において、次の対応も合わせ必要となります - 自立支援医療の場合は、医科・薬局・訪問看護のみにPMHで定める自己負担上限額種別をまたいだ合算となるため、PMHの地帯・国公費マスクの自己負担上限額種別またぎの合算項目(0又は1)に「1」を設定し、かつ「PMH特記事項」項目に合算の詳細(+)を設定する (+)「PMH特記事項」の記載例 -更生医療・育成医療の場合 医科歯科入外合算・医科歯科入院、医科歯科外来、薬局・医科入外合算、医科入院、医科外来、訪問看護をまたいで自己負担上限額が合算管理される -精神通院医療の場合 薬局・医科外来、訪問看護をまたいで自己負担上限額が合算管理される
20	自己負担上限額, 医科歯科入外合算, 初診のみ適用	→	対応する自己負担上限額種別の負担定義が記載されている場合は必須		1	string	固定	●コード値 0:考慮しない 1:初診時における一部負担金のみ対象とする	医科歯科入外合算の自己負担上限額について初診時の一部負担金のみが対象となるかを記載する。	「1:初診時における一部負担金のみ対象とする」を設定したときは、2回目(再診時)等の取り扱いに関する条件等がある場合には、「自己負担上限額に関する未記載の条件」項目に「1:自己負担上限額に關して未記載の条件あり」を設定し、受給者証画面	- 一律、空白を設定する - 更生医療・育成医療の場合は「0」を設定し、精神通院医療の場合は空白を設定する

以下の箇所について、自立支援医療(全件)は42項目、自立支援医療(差分)は45項目を変更しています。

- ・不表示フラグの設定内容
- ・自己負担上限額種別が医科歯科入外合算、医科歯科入院及び医科歯科外来の各項目
- ・PMH仕様書のファイル名やバージョン
- ・負担率(日)、負担率(回)の各項目 等

3. 検討論点2の概要について(3/4)

<(別添1)PMH登録時の設定内容 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件)、療養介護医療・肢体不自由児通所医療(差分)>

PMH登録時の設定内容(療養介護医療・肢体不自由児通所医療:全件連携)

全件連携

- ・当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.2 Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する療養介護医療・肢体不自由児通所医療の設定内容として記載しています。
- ・全件連携時は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。
- ・医療費助成対象者情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者差分履歴情報登録を併用することはできません。

・なお、障害者福祉システム標準仕様書【第5.1版】に反映しているPMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

変更点は紫文字

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の 場合における条 件	桁数 (文字数)	データ型	固定長/ 可変長	書式	項目説明	備考	療養介護医療・肢体不自由児通所医 療設定内容
9	不表示フラグ	◎			boolean	固定	true/false	・対象者の情報を不表示にするかを表す。 ・DVフラグ(支援措置区分)に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 ・支援措置区分以外に不表示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください(中間サーバの不表示フラグとの同期まで求めているものではありません)。 ●設定値 false:開示 true:不表示		項目説明を参考に設定する なお、当該項目を設定するために、機能ID: 0221401 管理項目「不表示フラグ」を定義している 情報提供ネットワークを利用した不表示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不表示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないこととなる

差分連携

PMH登録時の設定内容(療養介護医療・肢体不自由児通所医療:差分連携)

- ・当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.4 Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成しているCSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する療養介護医療・肢体不自由児通所医療の設定内容として記載しています。
- ・差分連携時は「[PMH]R6差分履歴連携仕様」に従い、データを設定する必要があります。
- ・医療費助成対象者差分履歴情報登録を利用し、医療費助成対象者情報登録を併用することはできません。
- ・医療費助成対象者差分履歴情報登録において、連携する際は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。

・なお、障害者福祉システム標準仕様書【第5.1版】PMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

不表示フラグについて、PMH仕様書の項目説明の追記に伴い、設定内容を変更

#	項目名(ヘッダ)	必須	削除フラグの値 がtrueの場合 に必須	桁数 (文字数)	データ型	固定長/ 可変長	書式	項目説明	備考	療養介護医療・肢体不自由児通所医 療設定内容
9	不表示フラグ	◎			boolean	固定	true/false	・対象者の情報を不表示にするかを表す。 ・DVフラグ(支援措置区分)に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 ・支援措置区分以外に不表示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください(中間サーバの不表示フラグとの同期まで求めているものではありません)。 ●設定値 false:開示 true:不表示		項目説明を参考に設定する なお、当該項目を設定するために、機能ID: 0221401 管理項目「不表示フラグ」を定義している 情報提供ネットワークを利用した不表示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不表示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないこととなる
13	受給者証サブキー	→	☆	30	string	可変	半角英数字および半角記号 使用可能な半角記号は以下の通り。 !"%&'()*+,-./:;<=>?_	全国地方公共団体コード、機関別受給者証種別ID、マイナンバー、公費受給者番号までのキー(履歴一式)が同じ有効証が複数存在する場合に設定する。	詳細は「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」に従い設定する なお、初回の全件登録時においても設定する
163	履歴キー	◎	◎	20	string	可変	半角英数	・履歴の新旧を判別するために自治体システムが付番する重複不可の番号を指す。 ・履歴キーは辞書順(Unicodeコードポイント順)で、より大きな値が新しい履歴を指す。	詳細は「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」に従い設定する なお、初回の全件登録時においても設定する
165	削除フラグ	◎	◎		boolean	固定	true/false	・受給者証の情報を削除する際は「true」を設定する。 ・削除済みの受給者証の情報を有効状態に切り戻したい場合は、「false」を設定する。	詳細は「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」に従い設定する

PMH仕様書のファイル名の変更に合わせて変更

3. 検討論点2の概要について(4/4)

デジタル庁のPMH仕様書において「不開示フラグ」の項目説明に「中間サーバの不開示フラグとの同期まで求めているものではありません」の説明が追加されたため、機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)の機能ID:0221400、0221401(PMH連携用「不開示フラグ」の管理等)について、要件の考え方・理由欄の一部内容を訂正しています。

機能・帳票要件					※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能						
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能		訂正	0221400	自立支援医療のオンライン資格確認でPMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、自立支援医療の各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 不開示フラグ	◎	×	×	×	×	・「(別添 1) PMH登録時の設定内容」 #9 (不開示フラグ) に設定するために管理する項目である。 →当項目は副本登録時に使用する自治体中間サーバ-外部インタ-フェイス生体書-5002コード定義書1.3.63-不開示フラグ(0:開示-1:不開示)に該当するか、PMHの仕様に合わせてfalse:開示-true:不開示で管理する。 【第3.0版】 自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第5.0版】 標準化検討会における検討により、適合基準日を修正することから、当該機能IDに修正している。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により追加 【第5.0版】 機能ID： 0221356から修正	令和9年4月1日			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能		訂正	0221401	療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認でPMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、療養介護医療及び肢体不自由児通所医療に係る各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 不開示フラグ	◎	◎	×	×	×	・「(別添 1) PMH登録時の設定内容」 #9 (不開示フラグ) に設定するために管理する項目である。 →当項目は副本登録時に使用する自治体中間サーバ-外部インタ-フェイス生体書-5002コード定義書1.3.63-不開示フラグ(0:開示-1:不開示)に該当するか、PMHの仕様に合わせてfalse:開示-true:不開示で管理する。 【第5.0版】 療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.0版】 標準化検討会における検討により追加	令和9年4月1日			

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた訂正(1/5)

No	ご意見の内容	訂正内容
1	【検討課題一覧 No.19】 障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220062、0220087、0220088、0220232、0220233、0220242、0220243、0220245、0220246 以下の帳票※について、「障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト」では<u>帳票の裏面に様式番号が表記されているため不要であれば削除した方が良い</u>と思います。 ※「認定通知書」(帳票ID:0220062)、「障害児福祉手当認定請求書」(帳票ID:0220087)・「特別障害者手当認定請求書」(帳票ID:0220088)、「特別児童扶養手当認定通知書」(帳票ID:0220232)・「特別児童扶養手当支給停止通知書」(帳票ID:0220233)・「特別児童扶養手当額改定請求書」(帳票ID:0220242)・「特別児童扶養手当額改定届」(帳票ID:0220243)・「特別児童扶養手当資格喪失届」(帳票ID:0220245)・「未支払特別児童扶養手当請求書」(帳票ID:0220246)	ご意見の帳票レイアウトの裏面の様式番号については不要であるため、令和8年1月改定に合わせて削除する訂正を行います。 ○変更箇所 帳票レイアウト 05.国制度手当 帳票ID:0220062 01_認定通知書 帳票ID:0220087 26_障害児福祉手当認定請求書 帳票ID:0220088 27_特別障害者手当認定請求書 帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当 帳票ID:0220232 13_特別児童扶養手当認定通知書 帳票ID:0220233 14_特別児童扶養手当支給停止通知書 帳票ID:0220242 23_特別児童扶養手当額改定請求書 帳票ID:0220243 24_特別児童扶養手当額改定届 帳票ID:0220245 26_特別児童扶養手当資格喪失届 帳票ID:0220246 27_未支払特別児童扶養手当請求書

例 <05.国制度手当 01_認定通知書【第5.0版】>

様式第4号

受給者氏名

第 〇 号
 年 月 日

手 当 名 額 決定通知書

福祉事業所長 印

第 〇 号 目 付 書 付 け 支 付 の 事 有 り ま す 〇 号 目 付 書 受 給 給 付 格 に つ い て は、下 記 の と お 申 渡 し し た の で 通 知 し ま す。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給者当月額	円	支給開始年月	年 月 日 から
新 込 又 は 支 払 場 所			
備 考	前年度支費 1 + 繰越金 1		

自 記 説 明 1

この通知に不備があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内のうちに、書面にて、都府県庁長官に対して、書面通知をすることが出来ます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知書の目的の月分を超えて1年以上経過したものは、この通知書を受けることが出来ません。

この通知書の目的の月分の金（前年度支費）とこの通知書の目的の翌月分（前年度から起算して6か月以内）に、市町村（都府県庁長官）と地方については都府県庁長官を代表する（国に於いては国庫庁（都府県庁長官）を代表する者）市町村長（都府県庁長官）となります。

1. 廃止することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知書の目的の月分を超えて1年以上経過したものは、この通知書を受けることが出来ません。

（印欄等へ記入）

●市町村長印欄等福祉所長印欄

住 居 123-667 FAX番号 1-2-3

電話番号 987-6543-2111 電話番号 123-456-7890

＜05.国制度手当 01_認定通知書【第5.1版】案＞

[illegible]

裏面の「様式番号」を削除

05.国制度手当 01_認定通知書と同様に、上記に記載している帳票レイアウトを訂正しています。

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた訂正(2/5)

No	ご意見の内容	訂正内容
2	【検討課題一覧 No.20】 ・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220172、0220173、0220176、0220180、0220185、0220186、0220191、0220194 <u>更生医療・育成医療の「認定決定通知書」(帳票ID:0220172、0220185)・「却下通知書」(帳票ID:0220173、0220186)・「変更決定通知書」(帳票ID:0220176、0220191)・「支給認定取消通知書」(帳票ID:0220180、0220194)の教示文について</u>、「障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト」では『<u>都道府県名知事に対して審査請求をすることができます</u>』との記載になっていますが、自立支援医療費に係る処分は障害者総合支援法第97条第1項の規定に該当しないため『<u>市町村名長に対して審査請求をすることができます</u>』の記載が正しいのではないかと思います。	ご意見の帳票レイアウトの教示文について、審査請求先は「都道府県知事」ではなく「市町村長」となるため、令和8年1月改定に合わせて訂正いたしました。 ○変更箇所 帳票レイアウト 08.自立支援医療(更生医療) 帳票ID:0220172 05.認定決定通知書 帳票ID:0220173 06.却下通知書 帳票ID:0220176 09.変更決定通知書 帳票ID:0220180 13.支給認定取消通知書 帳票レイアウト 09.自立支援医療(育成医療) 帳票ID:0220185 03.認定決定通知書 帳票ID:0220186 04.却下通知書 帳票ID:0220191 09.変更決定通知書 帳票ID:0220194 12.支給認定取消通知書

上記に記載している帳票レイアウトについて、審査請求先を「都道府県知事」から「市町村長」となるように修正

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、市町村名長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。←

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、市町村名1を被告として(訴訟において教示文2を代表する者は市町村長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。←

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた訂正(3/5)

No	ご意見の内容	訂正内容
3	【検討課題一覧 No.25】 (帳票ID:0220017)14.身体障害者手帳(紙様式) (帳票ID:0220038)11.療育手帳(紙様式) (帳票ID:0220054)08.障害者手帳(紙様式) 上記帳票IDの用紙のサイズについての確認となります。 標準仕様書には、「1面のサイズ」と「面数」が定義されております。 したがって、手帳のサイズは「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」となる認識です。 ただし、障害者福祉標準仕様書第5.0版の帳票レイアウトを確認すると、対象の帳票には様式番号が枠外左上に印字されているため、実際の用紙サイズとしては手帳のサイズより一回り大きくする必要があります。 手帳を印字するための用紙は特殊サイズの用紙(A4等ではない)になる想定のため、印刷する用紙のサイズを定義することで、各自治体様でご準備いただく用紙サイズを統一した方がよいと考えます。そのため、用紙サイズは標準仕様書に記載のある「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」とし、様式番号は枠内「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」のサイズ内に印字する仕様としたので問題ないでしょうか。 ※これにより、自治体様は「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」のサイズの用紙をご準備いただくことでの統一的な対応が可能となります。	ご意見の帳票レイアウトの「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」の枠外にある様式番号については枠内が望ましいため、令和8年1月改定に合わせて訂正を行います。 ○変更箇所 帳票レイアウト 02.身体障害者手帳 帳票ID:0220017 14.身体障害者手帳(紙様式) 帳票レイアウト 03.療育手帳 帳票ID:0220038 11.療育手帳(紙様式) 帳票レイアウト 04.精神障害者保健福祉手帳 帳票ID:0220054 08.障害者手帳(紙様式)

<02.身体障害者手帳>

【第5.0版】

(印字)様式番号

様式番号は枠外

(縦11.4cm、横7.5cm×5面)

(印字)身体障害者手帳	
(印字)初回交付日 + " 交付"	
(印字)再交付日 + " 再交付"	
写真 (縦4cm×横3cm)	(印字)手帳交付者コードのコード内容
	(印字)手帳番号
	旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額
	(印字)種

【第5.1版】案

(縦11.4cm、横7.5cm×5面)

(印字)様式番号	(印字)身体障害者手帳
	(印字)初回交付日 + " 交付"
	(印字)再交付日 + " 再交付"
写真 (縦4cm×横3cm)	(印字)手帳交付者コードのコード内容
	(印字)手帳番号
	旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額
	(印字)種

様式番号を枠内に移動

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた訂正(4/5)

<03.療育手帳>

【第5.0版】

(印字)様式番号

様式番号は枠外

(B7とする 縦9.1cm、横12.8cm×4面)

(印字)療育手帳	
写真	(印字)手帳番号 (〇〇県(市) 第 号)
	(印字)初回交付日 + " 交付"
	(印字)再交付日 + " 再交付"

【第5.1版】案

(印字)様式番号

様式番号を枠内に移動

(B7とする 縦9.1cm、横12.8cm×4面)

(印字)療育手帳	
写真	(印字)手帳番号 (〇〇県(市) 第 号)
	(印字)初回交付日 + " 交付"
	(印字)再交付日 + " 再交付"

<04.精神障害者保健福祉手帳>

【第5.0版】

(縦9cm、横6cm×4面)

様式番号は枠外

(印字)別紙様式4

(印字)障害者手帳		交付日 (印字)交付日	余白 (印字)設定に従う	備考 (印字)設定に従う
写真 (縦4cm×横3cm)	余白 (印字)設定に (印字)自由記	有効期限 (印字)有効期限		
		(更新)		
		(更新)		

【第5.1版】案

(縦9cm、横6cm×4面)

様式番号を枠内に移動

(印字)別紙様式

(印字)障害者手帳		交付日 (印字)交付日	余白 (印字)設定に従う	備考 (印字)設定に従う
写真 (縦4cm×横3cm)	余白 (印字)設定に (印字)自由記	有効期限 (印字)有効期限		
		(更新)		
		(更新)		

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた訂正(5/5)

No	ご意見の内容	訂正内容
4	【検討課題一覧 No.26】 (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書について<u>支給変更申請書には地域相談支援給付費の記載がありますが、支給変更決定通知書には記載がありません。</u> 何か意図があって記載していないということでしょうか？支給変更決定通知書に記載がない理由をお教え願います。 【検討課題一覧 No.27】 ・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙2)機能・帳票要件 機能ID:0220716 ・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙3)帳票詳細要件 ・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220111 「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」(帳票ID:0220111)について、「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」(帳票ID:0220105)と異なり地域相談支援給付費が含まれていないのは「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」の第2のⅦの11より「なお、運用上、申請による地域相談支援給付決定の変更は想定されないことに留意。」とあるためと推察しますが、<u>障害者総合支援法第51条の9第2項の職権により地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合、障害者総合支援法施行規則第34条の45第1項の規定に基づく書面による通知を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」により行うことになるのでしょうか？</u>	「18.(介護給付費等)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」につきましては、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」様式例集様式第8号に準じているため、「地域相談支援給付費」を記載しておりませんが、障害者総合支援法施行規則第三十四条の四十五第一項の規定を踏まえ、令和8年1月改定に合わせて「地域相談支援給付費」の記載を追加する訂正を行います。 ○変更箇所 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能・帳票要件 機能ID:0220716 帳票詳細要件、帳票レイアウト 帳票ID:0220111 18.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

<支給変更決定通知書【第5.0版】>

様式第8号

窓空宛名

第 年 月 日

市 町 村 長 印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

申請日 に申請のありました(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)の支給変更(及び(利用者負担額減額・免除等の変更)について(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条(及び第29条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

固定文言 1+編集 1

機能・帳票要件、帳票詳細要件における訂正は、帳票名称に「地域相談支援給付費」を追加

<支給変更決定通知書【第5.1版】案>

様式第8号

窓空宛名

第 年 月 日

市 町 村 長 印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 **地域相談支援給付費**)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

申請日 に申請のありました(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 **地域相談支援給付費**)の支給変更(及び(利用者負担額減額・免除等の変更)について(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条(障害者(固定文言 1+編集 1)を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

「地域相談支援給付費」を追加

「地域相談支援給付費」を追加

根拠条項を「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9)」に変更